

令和6年第13回（臨時）高砂市教育委員会 会議録

令和6年8月29日午後5時高砂市教育委員会を高砂市役所南庁舎2階会議室2において
開会

出席者

教育長	玉野 有彦
委員	吉田 美香
委員	山名 克典
委員	神尾 信作
委員	吉屋 章

出席事務局職員

教育部長	木田 匠	教育推進室長	福本 典子
学校教育室長	平山 健二	学校教育参事	矢野 仁之
教育総務課長	石原 里美	生涯学習課長	四方 亮輔
学校教育課長	福永 慎也	教育総務課係長	長谷川 宏輔

本日の会議に付した事件

議案

- 1 高砂市新たな学校づくり推進審議会委員の委嘱について
- 2 高砂市教育委員会事業後援について
 - (1) おしごとのはっけんフェスタ2024
 - (2) 大人のためのお金の学校

協議事項

- 1 令和6年高砂市議会9月定例会提出議案に係る意見の聴取について

議 事 議案 1 高砂市新たな学校づくり推進審議会委員の委嘱について

○教育長 議案 1 高砂市新たな学校づくり推進審議会委員の委嘱について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 委員の構成は、新たな学校づくり推進審議会条例の第 4 条第 1 項に定められており、学識経験者として、兵庫教育大学の押田先生、兵庫県立大学の安枝先生を、市内に所在する教育・保育施設及び市立小中学校の代表者として、塩田先生、坂牛先生、赤松校長先生、藤原校長先生を、市内に所在する教育・保育施設に在籍する幼児の保護者並びに市立小中学校に在籍する児童及び生徒の保護者として、三好様、衣笠様、八木様、大谷様を、学校の運営等に関して協議する機関の代表者として、塩谷様を、社会教育委員の代表者として、川由様を、自治会の代表者として、渋谷様を、市民の公募としては、公募で 3 名応募があり、選定委員会の結果、山里様、實川様を挙げさせていただいております。

第 1 回の審議会が 9 月 1 9 日に開催されますので、その日をもって委嘱日とし、任期は令和 9 年 9 月 3 0 日までと考えております。

○教育長 説明が終わりました。御質問、御意見ございますか。よろしいでしょうか。
御意見がないようなので、議案 1 につきましては可決することとしてよろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○教育長 異議なしということで、議案 1 は原案どおり可決させていただきます。

議 事 議案 2 高砂市教育委員会事業後援について

○教育長 議案 2 高砂市教育委員会の事業後援についてです。(1) は前回協議いただいたことの継続という形で、新しい情報がありますので、事務局よりお願いいたします。

○事務局 前回問題になった箇所が、参加費の徴収の有無とか、キッズトライやる DAY の職業体験のパターンの参加費 100 円、お給料 100 C C I とか、その参加費はどういうことなのかとか、体験の種類の場合として理科、技術、美術などを書いてあるのはどういうことかなどを再度確認させていただきました。

1 0 ページから 1 1 ページに新しい資料『キッズ・トライやる DAY』出展(店)者募集のご案内」を添付しております。申込締切日が 9 月 2 0 日で、今、募集中であり、出展企業はまだ分かっていないという報告は受けています。

ただ、体験の種類に関しては、募集をしていない段階ではここに企業名を入れられなかったもので、案として理科とか技術とか、教科みたいなものを目安として

入れて、実際出てきたら、出展者名ごとになるのかなということを聞いております。

参加費の話ですが、お給料の額や体験料の徴収の有無については、出展者側が任意で設定できますが、出展者側に利益が出るような設定はできないということと、前回の職業体験のパターンは、あくまでほかの地域であったものの事例で挙げているため、参加費なしが多いのではないかとということ、出展申込書に「参加費徴収の有無」という項目があるので、そこで金額等が分かるという形を取っているという話をお聞きしております。

高砂市教育委員会後援申請書の参加費徴収のところを、入場料とかそういう純粋な参加費と分けるべきなのかどうかは、今後の課題と思っております。

○教育長 ありがとうございます。説明が終わりましたが、いかがですか。

入場するのは無料でいいですが、中で活動して何か作ったりとか持って帰ったりするには実費でお金がかかるような流れですね。

○事務局 職業体験ということで、参加費100円を取る場合は、その代わり、お給料100円が渡されるので、チケットを100円で買ったというような形になります。

○教育長 御質問、御意見ございますか。

○委員 僕も商工会議所のメンバーになっているので、商工会議所の方と話をしましたが、入場料はなしで、備品とか材料費、そういうのがもしあったら、実費は頂きますよということですので、市制70周年記念事業として認めてよいかと思います。

○教育長 いかがですか。承認ということで。御意見、よろしいですか。よろしいですか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○教育長 （１）おしごとはっけんフェスタ2024の後援申請につきましては、承認することということで可決いたします。

続きまして、（２）大人のためのお金の学校につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 事業の目的は、「お金の教育」を受けてきていない親世代と、これから「お金の教育」を受けていく子ども世代の知識の隔たりをなくし、正しいお金知識や家庭での金銭教育の土台となる知識を一人でも多くの方に伝えていくことです。事業の内容はゲームを取り入れ、楽しく「お金の基礎知識」を学べるプログラムで、主催者はNPO法人金銭教育研究会です。実施日時は11月16日と20日の2回となっており、実施場所が文化会館多目的室2、参加対象が高砂市内の小中学生の保護者で、参加費の徴収はありで、ほかの後援団体はなしとなっています。

代表者は唐澤さんで長野に本部があり、兵庫県支部の澤田憲一郎さんから申請が出されています。加古川市教育委員会が後援しているチラシでは、この澤田さんがファイナンシャルプランナーで、今年5月に2回ほど加古川で実施され、各回先着6名、参加費500円となっています。

前回の教育委員会のときは、子どもを対象にしたお金のマナー教室ということで、2件を不承認にしました。ただ、そのときは2者とも社団法人でありましたが、今回はNPOで非営利です。

39ページからの金銭教育研究会のチラシでは、①親子おこづかい教室、②保護者向けの金銭教育講座、③中高生向け親子投資講座、④相続関連の講座と、前回不承認になった会社と同じような活動が記載されており、売名行為や個人の宣伝に当たるとも思われますが、いかがでしょうか。

○教育長 大人のためのお金の学校について、御意見、御質問ございますか。

○委員 大人のためのお金の学校で、子どもに教育をするわけではなく、保護者だけだから、教育委員会があえて後援する必要性はないと思います。

○委員 生涯学習課の方にお聞きしますが、もし今回これを承認したら、今後同じような内容であれば、承認していかなければなりませんか。

○事務局 そうですね。NPOで、非営利の団体というのが変わらなかったら。

○委員 ということになりますよね。

○事務局 はい。

○委員 だから、今回の決定大事だと思います。今後も1回1回こうやってやっていかなければいけないとは思いますが、一個一個条件が同じだったら、片一方通して他方通さないというわけにはいかないの、そこをどうするというのをここできちっとしていた方がいいと思いますがどうでしょうか。

○教育長 委員がおっしゃるとおりで、前回のおかいもの、おみせやさんは、場所が変わるということと、別に教育委員会でなくてもいいのではないかとということと、入って名前を書いて、悪い影響があれば困るということで、後援申請しないことになったと思うのですが、それと同様のことを考えてはどうかと思います。ただ、そうなってくると、要綱の付け加えも必要と思うので、それも踏まえながらやっていこうと思っており、できましたら、これは前回と同じで、承認しないという形が望ましいのではないかと考えています。

○委員 今はSNS等で、有名人を使ったりしてアピールしていますが、主催団体がよく分からないような状態ですし、お金に関することを積極的に後援していく必要はないと思います。これからも同様の申請があると思いますが、こういうのに関しては、一律にしばらくは関わらない方がいいと思います。

○委員 大人のためのお金の学校とかお金の教育というのは、結局お金もうけをどうやってするかという発想で、全然趣旨に合わない気がします。売名行為だとか、不明瞭なところもあるし、後援する必要はないと思います。

○委員 この手のお金の勉強というのが最近いっぱい出てきているということは、純粋にお金の教育をするというよりは一入口だと思うので、後援はしない方がいいと思います。加古川市はこういう件に関して踏み込んで協議しているのかどうか分

かりませんが、他市町との協議の仕方が違うので、そこは気にしなくていいと思います。

○委員 「後援名義の使用承認に関する要綱」では「主に営利又は商業宣伝を目的とするもの」の承認は行わないとありますので、承認しないことはできると思います。生涯学習的な意味で、こういう学びを提供したいのであれば、こういう形ではなく、市が講師を呼んで、きちんとした形で後援されたいと思います。後援があると、何か勉強になるのではと、教育委員会の後援を参加の判断基準とされている親御さんが割と多いと思いますので、「教育委員会後援」という言葉を大切に考えていただきたいです。

○教育長 ありがとうございます。

(2) の後援申請は承認しないということによろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○教育長 (2) の事業後援は否決いたします。

議 事 協議事項 1 令和 6 年高砂市議会 9 月定例会提出議案に係る意見の聴取について

○教育長 協議事項 1 令和 6 年高砂市議会 9 月定例会提案議案に係る意見聴取について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 9 月の定例会の提出議案は、高砂市学校条例等の一部を改正する条例を定めること、令和 6 年度の補正予算と令和 5 年度の高砂市一般会計歳入歳出決算認定についての 3 点でございます。

条例は、学校条例の一部改正と学校施設使用条例の一部改正と学校医、学校歯科医、学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正をする条例の 3 本を 1 つにした改正条例です。これは前回の教育委員会でも説明させていただいたもので、高砂市立荒井幼稚園と高砂市立荒井こども園との統合に伴って改正を行うものです。改正内容は、「幼稚園」や「園長」などといった文言を削除するものです。

補正予算は、人件費補正と小・中学校の情報教育推進事業です。人件費補正は 4 月と 5 月の人事異動に関する精査で、情報教育推進事業は児童生徒が使用しているタブレットの修繕に係る費用で小学校費 655 万 6 千円、中学校費 294 万 6 千円を計上しております。

決算は、8 月 1 日に監査委員による決算審査を終え、その結果を市議会に報告し、認定を受けるという手順となっております。

主要事業の概要の教育総務課では、6 行目小学校運営管理事業の繰越明許費及び 11 行目中学校運営管理事業の繰越明許費は、各小中学校において感染症対策の衛生用品等を購入したものでございます。7 行目情報環境整備事業の繰越明許費の小学校及び 12 行目情報環境整備事業の繰越明許の中学校費は、各小中学校の W i - F i 環境を整備したものでございます。8 行目小学校施設建設事業は、

荒井小学校の放送設備及び空調設備の改修、伊保小学校西棟の外壁改修、伊保南小学校の受変電設備の改修工事等を実施しております。13 行目中学校施設建設事業は、鹿島中学校の空調設備改修の工事等を実施しております。事業費及び人件費の合計の決算額は、10 億 8,723 万 8,257 円、執行率は 67.4%となっております。

生涯学習課では、7 行目旧入江家住宅保存整備事業は新規事業で、旧入江家住宅の保存整備に係る工事請負費及び駐車場用地の取得に係る測量委託料や買収費用等で、8 行目文化財保存整備事業は、十輪寺本堂の保存整備が主な費用です。合計の決算額は 2 億 1,550 万 9,166 円、執行率は 98.7%となっております。

中央公民館では、3 行目各公民館整備事業は、中筋、北浜公民館の空調設備の改修工事、北浜の外壁改修工事、各公民館の非常照明設備の改修工事を実施しております。合計の決算額としましては 1 億 180 万 5,247 円、執行率は 90.3%となっております。

教育センターでは、3 行目教育センター整備事業は、新規事業で、トイレの改修工事を行ったものでございます。合計の決算額は 1,031 万 8,061 円、執行率は 89.3%となっております。

学校給食課では、小学校給食事業及び中学校給食事業は、令和 5 年度から給食費を公会計化したことに伴う賄材料費や事務費に要した費用でございます。合計の決算額は 7 億 6,942 万 4,144 円、執行率は 91.5%となっております。

学校教育課では、2 行目加古川養護学校通学事業の繰越明許費は、新規事業で通学バス 1 台に置き去り防止装置を設置したもので、4 行目情報教育管理事業は、校務用支援ソフトの更新による費用でございます。5 行目特別支援教育推進事業は、学校に配置する介助員や看護師等を増員した費用で、6 行目外国人児童生徒等サポート事業は新規事業で、令和 5 年度から日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対してサポート員を配置したものでございます。12 行目感染症等対策事業（繰越明許費）は、感染症対策の備品等を購入したもので、19 行目教材備品等購入事業は、学校の教科書の改訂により、教師用の授業教材等を購入した費用で、24 行目教育振興事業は、中学校の部活動地域移行に係る経費でございます。

歳入は 54 ページからで、14 款国庫支出金、8 目教育費国庫補助金、4 節小学校費補助金で学校施設環境改善交付金、5 節の中学校費補助金は学校施設環境改善交付金で、各小中学校の空調設備の改修等についての交付金となっております。6 節社会教育費補助金の文化芸術振興費補助費は、文化財保存活用地域計画策定費用の補助金でございます。8 目教育費国庫補助金の繰越明許費の学校体育保健費補助金は学校保健特別対策事業費補助金で、学校教育課所管の分は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に必要な資材購入及び衛生用品の購入経費の補助金でございます。2 節小学校費補助金と 3 節中学校費補助金の学校施設環境改

善交付金は、各小中学校のW i - F i 環境を整備したものの国庫補助金で、前年度からの繰越明許費となっております。

15 款県支出金、1 節事務局費補助金は、スクールソーシャルワーカーの活動事業に係る補助金で、2 節小学校費補助金は、各市内小学校 10 校で実施された環境体験事業及び自然学校の推進事業に係る補助金で、8 目教育費県補助金の繰越明許費の 1 節事務局費補助金の学校安全特別対策事業費補助金は、加古川養護学校の通学バスに置き去り防止装置を設置する費用の補助金で、3 節中学校費委託金は、中学校部活動地域移行実証事業の委託金でございます。

17 款の寄附金の 1 節給食費寄附金は、学校給食会解散に伴い、元金を寄附金として受けたものでございます。

20 款の諸収入の 1 節遅延金は、高等学校奨学金返還金に係る遅延金として歳入で受けたものと、就学援助費返還金に係る遅延金として令和 4 年度の返還金を令和 5 年度で受け、納入されたものの遅延金となっております。5 項雑入、2 節の返還金等の 2 行目は、令和 4 年に納入予定だった高等学校奨学金と就学援助費の返還金が令和 5 年度に納入となったものでございます。

○教育長 説明が終わりました。御意見、御質問ございませんか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○教育長 原案どおり承認しますので、議会の方に上程させていただきます。

令和 6 年 8 月 2 9 日 午後 5 時 5 0 分 教育長会議の閉会を宣告
